

遵法化実現までの流れ

- 既存建築物およびその敷地に関する法適合状況の調査を行います。図面が必要な場合は作図も可能です。遵法化のための計画のご提案や図面の作成、遵法化工事監理、遵法化完了の確認、そして工事完了後の維持管理までのすべてを「ワンストップ」で行うことが可能です。
- 調査だけでなく、遵法化のためのコンサルティングをすべてお任せいただけるのは、当社ならではの強みです。

遵法化するには目的があります。たとえば、増改築等に際し法的手続きを行うために必要となる場合もあれば、社内コンプライアンスのために必要となる場合、物件購入や売却のために必要となる場合等、様々です。当社では、豊富な経験に基づき、遵法化する目的に応じたオーダーメイドのプランをご提案いたします。建築物の実態に応じた的確な判定を行う「知識」、判定に苦慮するところは行政等と協議する「行動力」、そして遵法化への「情熱」。

法的課題のある建築物の活用に関するコンサルティングは、私どもにすべてお任せください。



「遵法化」と「遵法化状態の維持」をワンストップでサポート

※上記は大規模工場等を想定した流れです。また、調査内容については、行政等との協議により決定します。

■ 調査方針

- ・ 確認申請書通りに施工され、適法な状態で維持されているかを調査します。
- ・ 現状の図面の作図を行い、建築当時の建築基準法関係規定に適合しているかを確認します。
- ・ 敷地内の複数の建築物すべての法適合調査を行います^{※1}。
- ・ 耐震診断、耐震補強設計については、遵法化の目的に応じて実施します。
- ・ 調査完了時または工事完了時には、指定確認検査機関の適合証明^{※2}を取得することも可能です。

※1：構造関係規定は原則として除きますが、目的に応じて実施します。 ※2：部分的な適合証明となります。

■ 調査の前提

- ・ 原則として、お客様からご提供いただいた資料をもとに調査を行います。
- ・ 目視や巻尺等、簡易な計測器具を用いて計測を行います。
- ・ 機器等の設置確認を行います（作動確認は行いません）。
- ・ 建築材料等の劣化等については調査の対象外とします。また、大臣認定を取得した材料等については、その性能を確認できない場合があります。

